

実家が空き家にな
っていませんか?!

空き家の

利活用フォーラム と無料相談会

9月17日(祝・月) 10:00~16:30

サンシャインシティ文化会館 5階特別ホール

講演・パネル
ディスカッション

10:30~11:00	豊島区の空き家対策	豊島区役所担当者
11:10~11:55	空き家紛争の裁判	弁護士
13:00~14:20	パネルディスカッション	「空き家の利活用で生じる諸問題」
15:00~15:45	空き家の税金問題	税理士
15:50~16:30	空き家利活用セミナー	行政書士

展示コーナー

※パネルにて空き家の利用活用についてさまざまな展示を行います!

相談コーナー

※空き家に関するさまざまなお悩みに対して、多角的に相談を実施します!

空き家を持っているが
管理に困っている。

空き家を手放さずに
活用できない?

空き家のままでと
税金が高くなると
いうのは本当?

予約不要
無料



主催:東京都行政書士会
共催:東京都行政書士会豊島支部
空家問題サポートセンター
(空家対策特別委員会)
後援:豊島区

空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会

☎ 03-3477-2881

9:00~17:00(土・日・祝日除く)

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

親の家を相続することになったが、住む予定はない。何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

高齢の親が施設入居することになった。空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届はどうするの？

各種許認可申請

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそうだからどうしよう？

補助金等申請

空き家に関するお困りごととはご相談下さい

東京都行政書士会 市民相談センター
空家問題サポートセンター(空家対策特別委員会)

☎ 03-5489-2411

● 電話相談 12:30～16:30(土・日・祝日除く) ●

ホーム
ページ

[http://www.tokyo-gyosei.or.jp/
conference/akiya-support/](http://www.tokyo-gyosei.or.jp/conference/akiya-support/)

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。

保存版

東京都行政書士会の紹介

行政書士は街の法律家。権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続きの専門家です。遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。「平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。

